

○内閣府告示第三百四号
保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条第一項の規定に基づき、ミュンヘナー・リュック
フェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツイエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘンが日本に
おいて保険業を行うことを平成二十二年六月十八日付をもって免許したので、同法第八十九条の規
定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月二日

内閣総理大臣 菅 直人

一 外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日
商 号 ミュンヘナー・リュックフェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツイエンゲ

本店の所在地 ドイツ連邦共和国ミュンヘン市八〇八〇二、ケーニギンシュトラッセ百七番地

設立の年月日 一八八〇年四月十九日

二 外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名
ドイツ連邦共和国

三 外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所
氏 名 バトリック・サラン

住 所 東京都世田谷区祖師谷三丁目二十五番十四号

四 免許の種類
外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社等の日本における主たる店舗
東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 山王パークタワー十三階